

鏡野町国民健康保険病院整備事業実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル
参加表明に関する質問回答書

令和 6 年 7 月 10 日

みだしの件について、次のとおり回答します。

番号	書類名	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	実施要領書	P6	「10参加資格要件」について 最優秀提案事業者の決定日までに竣工する工事は、配置技術者等の実績等の対象工事として認められる、という理解でよろしいでしょうか。	プロポーザル実施要領P6「10 参加資格要件」に記載の通り、参加資格要件の基準日は公告日であるため、認められません。
2	実施要領書	P7	技術協力業務責任者の経歴等について、様式4-1にECIの実績の記載欄がございますが、P7の要件には記載がございません。加点对象なのでしょうか。	技術協力業務責任者のECI実績の有無は加点对象ではありません。 様式4-1 ECI技術協力業務実績の箇所は記載不要です。
3	実施要領書	P7	(9)技術協力業務責任者の要件について、施工業務において『現場代理人』として従事した経験は『監理技術者若しくは主任技術者』に準じる立場での経験として要件を満たすでしょうか。	お見込みの通り。
4	実施要領書	P7	プロジェクト責任者は非常駐と考えてもよろしいでしょうか。	工事施工期間は監理技術者と兼務する場合のみプロジェクト責任者は常駐となります。
5	実施要領書	P8	技術協力担当者の欄に、建築・構造・電気・機械・積算の記載がありますが想定する業務はどのようなものでしょうか。	「別紙3_技術協力業務委託特記仕様書」の「3 業務内容」に記載の通りです。
6	実施要領書	P8	また、技術協力担当者については、途中交代はできるものとして考えてもよろしいでしょうか。	原則認めません。ただし、長期にわたる本事業の特性により、交代が必要と見込まれる場合又は事故等のやむを得ない事由(病気・死亡等極めて特別な場合)により、担当者の変更が生じた場合は、発注者と協議の上、当初予定者と同等以上の資格を有すると発注者が認める者と交代することは可とします。
7	実施要領書	P10	配置技術者の雇用を証明する書類として健康保険証等の記載がございますが、保険証に会社名の記載がございませんので監理技術者証又は健康保険加入証明書で証明することは可能でしょうか。	所属する建設会社との間の3か月以上の直接的な雇用関係(個人名、会社名、資格取得年月日)がわかる書類であれば問題ありません。

8	実施要領書	P13	物価変動について、請負契約書第28条に「請負締結の日から12月を経過した後に」と記載がありますが、実施設計終了時2025年3月時点で物価のスライド適用はしていただけますでしょうか。	2025年3月時点で物価上昇協議を行い、契約時の合意金額を変更する予定はありません。技術協力期間中に社会経済情勢の変化により、物価変動が生じた場合は技術協力業務完了時に協議を行う予定としています。協議方法及び物価変動率の算定方法等は、工事請負契約書の約款第28条を準用します。この場合において第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「鏡野町国民健康保険病院工事整備事業実施設計技術協力業務締結の日」とします。
9	実施要領書	P13	技術協力業務中の物価変動について、物価変動が生じた場合の物価指数及び変動率の算定は、何の資料に基づいて算定されますか。	技術協力業務期間中の協議に用いる物価指数は、一般財団法人建設物価調査会が発刊している「建設物価」「建築コスト情報」に掲載されている単価、建築費指数等信頼性を担保できる資料を用いて変動率を算定します。
10	実施要領書	P13	工事期間中の物価変動について、請負契約約款第28条について、物価変動が生じた場合の物価指数及び変動率の算定は、何の資料に基づいて算定されますか。	工事請負契約約款第28条に用いる物価指数は、一般財団法人建設物価調査会が発刊している「建設物価」「建築コスト情報」に掲載されている単価、建築費指数を用いて変動率を算定します。
11	実施要領書	別表1	施工実績として提出する工事への従事に関して、同一工事に主任技術者として従事した後、に監理技術者に変更して従事し且つ各々の従事期間がほぼ同程度の場合は、監理技術者としての実績となる、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
12	実施要領書	別表1	(企業実績) 県、市町村、農畜産業振興機構、農業団体、民間企業が出資する新会社によるECI方式での事業で技術協力業務を行った実績は『建築・公共事業』と評価されるでしょうか	発注者に国や県、市町村が出資していない公共事業は評価の対象となりません。国や県、市町村が公共の利益のために出資した会社であり、かつ、事業の目的を公共の利益とするものであれば評価の対象となります。
13	実施要領書	別表1	(技術協力業務責任者の能力) 施工業務における『現場代理人』として従事した経験は『監理技術者』に準じる実績として評価されるでしょうか。または『主任技術者』に準じる実績として評価されるでしょうか	現場代理人等、準じる立場による実績は、評価の対象となりません。施工業務における監理技術者及び主任技術者の実績のみ評価の対象となります。
14	実施要領書	別表2(5)	鏡野町内建設関連事業者を積極的に活用する手法にてJVを組成する場合、参加表明時にJV名で参加申請する必要があるでしょうか。	プロポーザル実施要領P6「10 参加資格要件」に記載の通り、本プロポーザルの参加者は単体企業とします。鏡野町内建設関連事業者を積極的に活用する手法についてはJV組成以外でご提案ください。
15	実施要領書	別表2(5)	JV名で申請する場合、構成員の届出書類は必要でしょうか。必要な場合、様式をご教授ください。	No14の通りです。

16	技術協力業務委託契約約款	第10条	主任技術者の記載がございますが、具体的な業務をご教授ください。	技術協力業務責任者を技術協力業務期間の主任技術者とします。 具体的な業務については、特記仕様書及び技術協力業務委託契約約款に示す通りとします。
17	技術協力業務委託契約約款	第10条	また、技術協力業務責任者と兼務してもよろしいのでしょうか。	No16の通りです。
18	技術協力業務委託契約約款	第10条	技術協力期間中の主任技術者は非専任とし、非常駐でよろしいのでしょうか。	お見込みの通り。
19	技術協力業務委託契約約款	第11条	照査技術者は別途定めるとございますが、非専任および非常駐でよろしいのでしょうか。	お見込みの通り。
20	別紙4 見積要項書	P5(4)	メンテナンス、アフターフォロー対応について、引渡しから6ヶ月間に対応可能な体制を構築するとございますが、連絡体制を整え非常駐としてよろしいのでしょうか。	お見込みの通り。
21	役割分担	P1	見積関連 15コスト推移管理に「全体工事内訳書の更新を行う。(更新/2か月程度)」とありますが、更新は入札時単価によるもののでしょうか。	お見込みの通り。 加えて、建設市況確認のため、技術協力段階中盤に実際の価格を反映した見積を求める場合があります。